

## 第2WGに関する主要論点整理（討議メモ）

## 1. 商品量目規制について

- ①量目取締りの手続きの整備等による制度執行の実効性の向上
  - ・計量器の不正使用の摘発を強化するべく、抜き打ち検査などの事後検査を強化するべきではないか。
  - ・不正事業者が恐れるのは、行政指導ではなく、消費者等の信頼を失うことであることから、これまでほとんど実績のない不正事業者名の公表などの手続きを整備するガイドラインを策定する必要があるのではないか。
  - ・計量士の能力を活用しつつ、地方自治体（都道府県・特定市町村）がより多く立ち入り検査を実施することを検討する必要があるのではないか。
  
- ②国民（地域住民）の積極的参画（市場の監視機能の積極的な活用）
  - ・消費者の市場監視能力を活用する観点から、都道府県においては、消費者による計量制度に関する通報・監視制度の整備を検討する必要があるのではないか。
  - ・地方公共団体の長は、住民代表として、地域の実情を踏まえて、商品量目制度に対し、規制の重点を置く対象の設定等自らの施策に反映させることを検討する必要があるのではないか。
  
- ③関係省庁における連携の推進
  - ・行政の効率化の観点から他法令における立ち入り検査等と相乗りで計量法における検査等の実施を検討する必要があるのではないか。

## 2. 適正計量管理事業所制度について

- ①適正計量管理事業所への更なるインセンティブ
  - ・より消費者の保護に資するような品質管理の基準を定め、より計量士が適正計量の実施について責任を負うことにより、自治体による立ち入り検査の免除の可能性について検討する必要があるのではないか。
  - ・その際、適正計量管理事業所の基準適合性の審査には、民間の認証機関の活用を検討する必要があるのではないか。
  
- ②新たなマーク制度の創設（適正計量に対する消費者の認知度の向上）
  - ・消費者が一般の適正計量管理事業所と、より正確な計量等に配慮した適正計量管理事業所との差別化が容易にできるよう、より分かりやすいマークを検討する必要があるのではないか。

**その他**

①商品に対するマーク制度の創設を検討する必要があるのではないか。

②その他